

台東区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、台東区(以下「区」という。)が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、当該労働環境の確認について必要な事項を定めるものである。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、経理課長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約(単価契約を除く。)

(2) 予定価格が1,000万円以上の給食調理業務、清掃業務、警備業務その他施設管理業務委託契約

2 前項の規定にかかわらず、経理課長が必要があると認めるときは、労働環境の確認を行うものとする。

(労働環境の確認基準)

第3条 労働環境の確認は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 労働環境の確認は、契約の相手方が労働環境報告書(第1号様式又は第2号様式)を区に提出することにより行うものとする。

2 当該契約の相手方は、労働環境報告書を契約締結後速やかに提出するものとする。

3 前項の規定により労働環境報告書を提出した後、内容に変更が生じた場合には、労働環境報告書変更届(第3号様式又は第4号様式)を速やかに区に提出するものとする。

4 区は、労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(改善の指示)

第5条 労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められる場合には、区は、契約の相手方に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 次に掲げる場合には、区は契約の解除、東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日台総経発第170号)に基づく指名停止措置及び関係機関への通報を行うことができるものとする。

- (1) 第4条の報告書を提出しない場合又は当該報告書に虚偽の記載があった場合
- (2) 前条第1項の規定による改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- (3) 前条第2項に規定する書類を区に提出しない場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。